



事 務 連 絡

平成 2 1 年 2 月 2 5 日

各

都 道 府 県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における感染性角膜炎等の集団発生について

今般、東京都内の医療施設において、レーシック手術（エキシマレーザーによる角膜屈折矯正手術）を受けた患者の内 6 7 名に、医療器具の滅菌処理が不十分であったことなど、衛生管理の不徹底が原因であることが疑われる感染性角膜炎等の集団発生の事態が生じ、~~別添~~のとおり報道発表が行われたところです。

~~※省略~~

貴課におかれましては、レーシック手術を行う無床診療所を含め、管下の医療施設に対し、下記の関係法令等を参考に、改めて院内感染防止体制の徹底について指導を行うようお願いいたします。

参考

- (1) 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 6 条の 1 0
- (2) 医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号）第 1 条の 1 1 第 2 項第 1 号
- (3) 「医療施設における院内感染の防止について」（平成 1 7 年 2 月 1 日医政指発第 0 2 0 1 0 0 4 号厚生労働省医政局指導課長通知）

（留意事項）本事務連絡の内容について、貴管下の無床診療所を含む医療施設の管理者、医療安全管理者、院内感染対策担当者等に対し、周知・徹底されるようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省医政局指導課 清

電話：0 3 - 3 5 9 5 - 2 1 9 4

FAX：0 3 - 3 5 0 3 - 8 5 6 2